

令和5年7月18日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官近畿地方整備局  
和歌山河川国道事務所長 奥野 真章

## 見 積 依 頼 書

下記事項について、見積書を提出願います。

### 記

- |                |  |
|----------------|--|
| 1 件 名          | 注釈 公用文用字用語辞典1冊外1冊購入  |
| 1 履行又は納入期限     | 令和5年9月1日 まで  |
| 1 履行又は納入場所     | 〒640-8227 和歌山市西汀丁16番<br>和歌山河川国道事務所 その他、仕様書指定のとおり   |
| 1 見積書提出場所      | 和歌山河川国道事務所 経理課（郵送又は持参による）  |
| 1 見積書提出期限      | 令和5年7月31日 8時30分 から<br>令和5年8月1日 16時00分 まで   |
| 1 見積合わせ日時      | 令和5年8月2日 9時00分   |
| 1 見積方法         | 消費税及び地方消費税に係る課税事業者は、消費税及び地方消費税を含めた金額を見積書に記載すること。   |
| 1 契約保証金        | 免 除  |
| 1 図面（内訳書）及び仕様書 | 電子メールにより交付するので、仕様書等交付申請書を以下：メールアドレスに提出すること。<br>上記の方法によりがたい場合は、和歌山河川国道事務所経理課（TEL：073-402-0261）に問い合わせること。<br>E-mail： <a href="mailto:kkp-buppin-65@gxb.mlit.go.jp">kkp-buppin-65@gxb.mlit.go.jp</a>  |
| 1 契約書作成の要否     | 否  |
| 1 見積心得         | <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/index.html">https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/index.html</a>  |
| 1 競争参加条件       | 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格を有するものであること。その他は近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領第3条（参加資格）のとおり。   |
| 1 支払条件         | 発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内。   |
| 1 その他          | (1) 見積書を郵便（書留郵便に限る）若しくは信書便（見積書の提出期限までに到達するものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に見積書在中の旨を朱書き、中封筒には見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して分任支出負担行為担当官宛での親展で提出しなければならない。<br>(2) 見積心得及び近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領を熟読のこと。<br>(3) 見積書(税込金額)は、内訳書(品目毎の税込単価)を添付のこと。<br>※見積書の内訳は、任意様式<br>(4) 仕様書等に質問がある場合は、令和5年7月26日13時00分までに和歌山河川国道事務所経理課まで、上記メールアドレスに提出すること。上記の方法によりがたい場合は下記宛先に問い合わせること。 |
| 1 問い合わせ先       | 和歌山河川国道事務所 経理課 中筋・八幡<br>【電話】073-402-0261<br>【FAX】073-436-3658  |

## 仕様書等交付申請書（兼：受領書）

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長 奥野 真章 殿

下記件名の仕様書等を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を [kkr-buppin-65@gxb.mlit.go.jp](mailto:kkr-buppin-65@gxb.mlit.go.jp) までメールで  
送付してください。

（上記の方法によりがたい場合は、本紙をFAXにて送信後、問い合わせ先まで受信確認すること。）

件 名 : 注釈 公用文用字用語辞典 1 冊外 1 冊購入

---

会 社 名 :

---

担 当 者 氏 名 :

---

電 話 番 号 :

---

F A X 番 号 :

---

※メールにて交付資料を受領されましたら、  
「その旨メールをご返信いただくか」または  
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受 領 年 月 日 : 令和 年 月 日

---